

## スマートフォンが狙われています～ワンクリック請求トラブル～

最近、スマートフォンのワンクリック請求によるトラブルが県内で急増しています。スマートフォンにはさまざまなアプリケーションをダウンロードする機能が搭載されていますが、これを悪用した詐欺まがいの手口が横行しています。

### 事例 1

アダルト動画再生をクリックし、アプリをダウンロードしたところ画面が切替り「登録完了99800円支払え」と表示された。慌てて問合せ先にメールすると「支払わなければ退会できず放っておくと2倍になる」と返信があった。(35歳 女)

### 事例 2

スマートフォンでサイトを閲覧した際、気づかずに業者にメール送信してしまったようだ。後日「税金対策に3千万円を渡したい」というメールが届いたが無視していたところ「期限内に金銭の預かり意思表示せよ」とメールが届きその後「違反行為なのでGPSで特定して自宅まで行く」というメールが送られた。心配。(30歳 男)

### 事例 3

スマートフォンに大量の迷惑メールが届き、その中に「退会手続き」と書かれたものがあったためこれに返信した。するとさらに大量のメールが届くようになった。その中に「登録完了。48時間以内に5千円払え」とのメールがあり無視していると「自宅に取りに行く。携帯の識別番号は分かっている」などと脅迫的な内容のメールが届く。支払うべきか。(31歳 女)

### アドバイス

パソコンと同様に信頼できない場所からアプリをダウンロードしてはいけません。アプリに組み込まれたウイルスに感染し電話番号やメールアドレスなどの個人情報が業者に伝わったという事例も報告されています。万が一に備えてセキュリティアプリを最新の状態に保ち、こうした被害にあっても決して相手にメールを返信したり電話をかけたりしないでください。こうした被害事例については

IPA(独立行政法人情報処理推進機構)HPに紹介されています。

<http://www.ipa.go.jp/security/index.html>

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受け付けています。

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

H24.5.22 岐阜新聞掲載

スマートフォンによる不当・架空請求の相談件数

